

令和8年度

帯広市空き家購入等補助金

空き家の利活用の促進や快適な住環境の充実を図るため、自ら居住する目的で空き家を購入された方に対し、改修工事、または、除却工事にかかる費用の一部を補助します。

1 補助の内容

補助対象工事：以下のいずれかの工事

【空家改修補助金】購入した空き家を改修する工事

【空家除却補助金】自己居住用の住宅を新築する目的で、購入した空き家を除却する工事

補助額：対象工事費用（消費税相当額を除く）の30%（千円未満切り捨て）

上限額：30万円

2 募集件数、募集期間

募集件数 5件

募集期間 令和8年4月1日（水）～ 予算枠に達するまで（先着順に申請受付）

3 申請方法

工事着手前に、建築開発課に必要書類をご提出ください（P3参照）。※郵送による提出も可能です。

受付窓口：市役所6階 建築開発課

受付時間：8：45～17：30（土・日・祝日の受付は行いません。）

4 対象者

- (1) 【空家改修補助金】対象住宅を購入しており、現に居住している、または、改修後に居住する方
【空家除却補助金】対象住宅を購入しており、除却後に新築した住宅に居住する方
- (2) 市税等を滞納していない方（納税状況により対象となる場合があります。）
- (3) 所得*の世帯総額が550万円以下（確認できる最新のもの）
- (4) 暴力団員でない方
- (5) 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない方
- (6) 3親等以内の親族、または、これと同等と認められる者から購入していない方
- (7) 対象住宅の売買契約締結日から1年を経過していないこと。

※所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

5 対象住宅

【空家改修補助金】次のいずれかに該当するもの。

- ・北海道空き家情報バンクに登録された物件
- ・建築後20年以上経過した物件
- ・帯広市における空家等対策の推進に関する協定書に基づく相談対応物件（空き家マッチングシステム対象物件）

【空家除却補助金】次のいずれかに該当するもの。

- ・空き家となってから5年以上経過した物件
- ・帯広市における空家等対策の推進に関する協定書に基づく相談対応物件（空き家マッチングシステム対象物件）

※【空家改修補助金】を利用する場合、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）については、建築開発課の窓口で「無料耐震簡易診断」を受ける必要があります。

6 施工業者

建設業等を営む業者で、市内に事務所や営業所等を有する法人、または、市内に住所を有する個人。
※改修工事の全てを他に委託することはできません。

7 対象工事費

【空家改修補助金】

補助の対象は、建築物の耐久性の向上、長寿命化、省エネルギー化、または、ユニバーサルデザイン化のための以下の改修工事費とします。

- (1) 段差解消工事
- (2) 手すり設置工事
- (3) 建具取替工事（UD化、省エネ化、または、換気設備工事に伴うもの）
- (4) 浴室、キッチン改修工事（UD化、または、省エネ化）
- (5) 埋設型融雪施設の設置
- (6) インターホン設置工事
- (7) トイレ改修工事（節水タイプ）
- (8) 窓ガラス交換工事（省エネ化）
- (9) 内窓設置工事（省エネ化）
- (10) 外窓、玄関断熱ドア取替工事
- (11) 断熱改修工事
- (12) 照明器具交換工事（LED照明器具）
- (13) ボイラー設置工事（エコット、エコジョーズを除くグリーン購入法対象商品）
- (14) 換気設備工事（建築基準法に適合させる換気設備工事）
- (15) 居住環境を改善するための内部工事
- (16) 塗装工事（耐候性、耐久性、または、長寿命化）
- (17) 給排水等設備工事
- (18) 屋根を不燃材料でふき替える工事（耐候性、耐久性、または、長寿命化）
- (19) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事

【空家除去補助金】

補助の対象は、購入した空き家の除去工事費とします。

8 対象とならない費用（見積書で内訳を示すこと。）

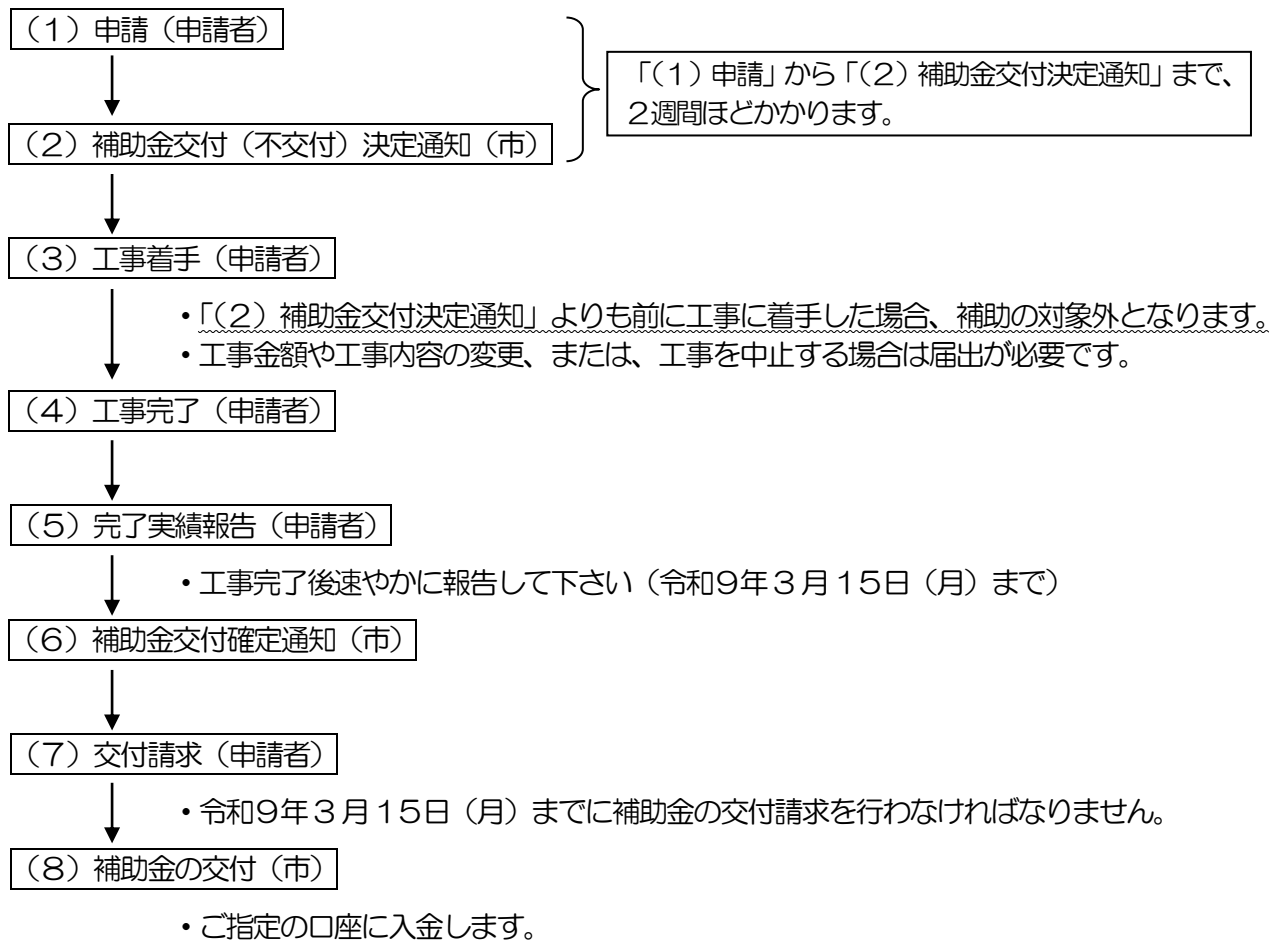
【空家改修補助金】

- (1) 設計費
- (2) 敷地整備費
- (3) 産業廃棄物運搬処理費
- (4) 外構工事費（通路、舗装、植栽、庭園、塀、フェンス、車庫、物置等）
- (5) 家電製品、家具等の購入費（照明器具等も含む）
- (6) 設備（備品）の購入費及び設置工事費
- (7) 太陽光発電システム設置工事費
- (8) 合併処理浄化槽設置工事費
- (9) 増築の工事費（サンルーム、風除室等の新設は増築になるため対象外です）

【空家除去補助金】

- (1) 設計費
- (2) 産業廃棄物運搬処理費

9 申請から補助金受取りまで



10 申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 申請者の住民票*
- (3) 所得証明書 (世帯全員分) *
- (4) 市税等の滞納が無いことを証する書類*
- (5) 対象住宅の所有者が分かる書類 (登記事項証明書など)
- (6) 対象住宅の売買契約書の写し
- (7) 対象工事の見積書の写し (改修工事、または、除却工事が明確なもの)
- (8) 写真 (施工前の状況を撮影したもの、日付入 (手書き可))
- (9) 北海道空き家情報バンクに登録されていたことがわかる書類 (該当する場合のみ)
- (10) 空き家証明書 (空き家となって5年以上経過している住宅を除く場合のみ)

※(2)~(4)について、帯広市在住の方は、(1)申請書で個人情報の取得について同意すれば添付不要です。ただし、前々年の1月2日以降に帯広市に転入した方は、(3)、(4)の提出が必要になる場合があるので、ご相談ください。

11 完了実績報告に必要な書類

改修工事が完了した時は、以下の書類を提出してください。

- (1) 帯広市空家購入等補助金交付工事完了実績報告書 (「補助金交付決定通知」に様式を同封します)
- (2) 写真 (施工後の状況を撮影したもの、日付入 (手書き可))
- (3) 領収書の写し、または、請求書の写し
- (4) 住民票 (工事完了後に入居する方のみ)
(完了実績報告書で個人情報の取得について同意した方は添付不要です)
- (5) アンケート

12 交付請求に必要な書類

令和9年3月15日までに以下の書類を提出してください。

- (1) 帯広市空家購入等補助金交付請求書
- (2) 通帳など、振込先の口座情報を確認できる書類の写し (任意)

13 改修工事を変更する場合

次の変更をしようとするときは、変更承認申請が必要となります。

- 改修工事の工事内容の変更
- 10%以上の工事金額の変更
- 補助額の増額または30%以上の補助額の減額
- 施工業者の変更

変更承認申請は、以下の書類を提出してください。

- (1) 帯広市空家購入等補助金交付変更承認申請書
- (2) 変更後の工事見積書の写し
- (3) 施工前の状況が分かる写真等（改修箇所を変更する場合）

14 改修工事を中止する場合

帯広市空家購入等補助金交付中止届を提出してください。

※ その他制度の詳細につきましては、帯広市建築開発課（TEL0155-65-4179）までお問い合わせください。

北海道空き家情報バンクとは

北海道内の空き家の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るために、道が運営する制度です。所有者から売買などの希望があった空き家情報を、空き家の利用を希望する人に提供します。

お問合せ・申請先

公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会

〒060-0001

札幌市中央区北1条西17丁目（北海道不動産会館2階）

電話番号 011-642-4422（代表）

ホームページ：<https://www.hokkaido-akiya.com>

